

令和元年度

第8回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和元年11月15日

湯沢市農業委員会

## 第8回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和元年11月15日（金）午後1時30分

場所 湯沢グランドホテル

開会 午後1時34分

閉会 午後2時18分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	11番	姉崎 与志弘
2番	宮原 正明	12番	川崎 秀悦
3番	高橋 郁夫	13番	加藤 エリ子
4番	杳澤 弥	14番	高橋 忠雄
5番	伊藤 秀郎	15番	佐藤 栄子
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
7番	能登 公平	17番	水戸 義昭
8番	藤谷 清志	18番	小嶋 幸吉（会長職務代理者）
9番	高橋 敬悦	19番	半田 好廣（会長）
10番	高橋 伸太郎		

2) 欠席した委員

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席  
(午後1時34分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	佐藤 雅仁
主 幹	高橋 一寿

## 5) 会議の提出案件

### 1. 会務報告

### 2. 報 告

- ・報告第9号 第11回運営委員会の報告
- ・報告第10号 第3回農地対策専門委員会の報告
- ・農地法に基づく届出等の報告
  - (1) 賃貸借契約合意解約
  - (2) 使用貸借契約合意解約
  - (3) 申請許可状況

### 3. 議 案

- 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)
- 議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について
- 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第38号 相続税の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 1 時 34 分 委員総数 19 名中ただいまの出席委員は 19 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、8 番 藤谷 清志 委員、9 番 高橋 敬悦 委員、の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 5 件、議案 6 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。 次に報告第9号 第11回運営委員会の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>( 18番 小嶋 幸吉 職務代理、挙手)</p> <p>18番 小嶋 幸吉 職務代理。</p>
議 長	<p>(第11回運営委員会報告、朗読説明)</p> <p>報告第9号 第11回運営委員会の報告について、ご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第10号 第3回農地対策専門委員会の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>( 10番 高橋 伸太郎 委員、挙手)</p> <p>10番 高橋 伸太郎 委員。</p>
議 長	<p>(第3回農地対策専門委員会報告、朗読説明)</p> <p>報告第10号 第3回専門委員会の報告について、ご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>

議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページと 3 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は 16 件、面積 90,453 m<sup>2</sup>であります。解約理由は、整理番号 38 号と 41 号は第三者に所有権移転するため、整理番号 39 号は借人が病気のため、整理番号 42 号から 45 号、49 号から 51 号は借人の都合によるため、整理番号 40 号、48 号、52 号、53 号は貸人の都合によるため、整理番号 46 号は第三者に利用権設定するため、整理番号 47 号は所有者の都合によるためとなっております。</p> <p>次に、2 使用貸借契約合意解約通知は 2 件、面積 2,922 m<sup>2</sup>であります。解約理由は、整理番号 9 号は第三者に所有権移転するため、整理番号 10 号は第三者に利用権設定するためとなっております。</p> <p>次に、3 申請許可状況であります。先月の転用案件 3 件の内、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要が無かった 4 条申請番号第 5 号と 5 条所有権移転申請番号第 10 号は、10 月 16 日付けで許可し、5 条賃貸借権設定申請番号 3 号は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、10 月 25 日付けで許可しております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>

<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和元年 11 月 15 日提出。</p> <p>議案書 5 ページをご覧ください。賃貸借権設定は 1 件、面積 2,240 m<sup>2</sup> であります。申請事由は経営拡張、賃料は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書 6 ページと 7 ページをご覧ください。所有権移転は 6 件、面積 16,808 m<sup>2</sup> であります。申請事由は申請番号第 20 号は生前一括贈与、申請番号第 21 号は利用権設定農地の贈与による受贈、申請番号第 22 号と 25 号は経営拡張で、売買価格は総会資料記載のとおりであります。申請番号第 23 号と 24 号は贈与による受贈であります。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手。議案第 33 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>

佐藤班長	<p>(議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和元年 11 月 15 日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書 9 ページの利用権設定整理番号 300 号は 5 番 伊藤 秀郎 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号 300 号を審議しますので、5 番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(5 番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午後 1 時 51 分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号 300 号について、朗読説明)</p> <p>利用権設定整理番号 300 号は、地目が田、面積 560 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号 300 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(5 番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午後 1 時 52 分)</p>
議 長	<p>次に、議案第 34 議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 34 号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p> <p>議案書 9 ページから 35 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が 103 件、面積は 621,450 m<sup>2</sup>であります。新規の設定が 7 件、再設定は 96 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。使用貸借権設定は 2 件、面積は 718 m<sup>2</sup>で、再設定であります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p>
1 番	<p>整理番号 199 号について、賃借人の代表取締役は個人で大規模経営をされていたと思うが、株式会社での経営開始は今月からとなるのか。</p>
高橋主幹	<p>法人に関する資料は準備しておらず、正確な設立日はお答えできませんが、今年度に入り設立した法人であります。代表取締役個人の所有または借入農地については、法人への貸付等はまだ行われておりません。</p>





	<p>議案書 40 ページから 42 ページをご覧ください。利用集積計画は 9 件、面積は 111,203 m<sup>2</sup>となっております。貸付理由は経営縮小が 7 件、農業廃止が 2 件となっております。次に配分計画の案は 7 件、すべて経営拡張による借り受けとなっております。すべての集積計画及び配分計画の案の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。使用貸借権設定以外の賃料については、総会資料記載のとおりであり、特に問題はないと思われます。県の配分計画の決定公告は令和元年 12 月 27 日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画と配分計画の案について、何かご質問ございませんか。</p>
16 番	<p>利用集積計画整理番号 305 号について、利用賃借の合意解約をして農地中間管理事業に移行する理由はなにか。</p>
高橋主幹	<p>賃貸人は農業者年金受給者であり、第三者移譲をしております。更新期限となりましたが、賃借人が 65 歳であることから、今までどおりの年金受給要件を満たさなくなるため、農地中間管理事業を利用するものであります。</p>
議 長	<p>ほかにご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、集積計画について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、配分計画の案の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。配分計画の案を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 37 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
高橋主幹	<p>(議案第 37 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 37 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」1 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 3 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 5 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和元年 11 月 15 日提出。</p> <p>議案書 44 ページをご覧ください。議案附属資料は 8 ページから 14 ページをご覧ください。今月の申請件数は、所有権移転が 1 件であります。申請内容は山一建設株式会社の取締役である譲受人が、申請地を取得して会社の駐車場にするための転用であります。申請地は、元清水三丁目 93、地目は田、面積は 98 m<sup>2</sup>であります。湯沢市役所から北西に約 920m、湯沢駅から北へ約 660m の元清水 3 集落内に位置し、東側は田、西側は宅地、南側は田、北側は道路に接しております。農地区分は、都市計画区域・第 1 種住居地域となっていることから第 3 種農地と判断しました。事業計画は、高さ 0.15m、土量 14.7 m<sup>3</sup>の造成工事を行い、駐車場 (5 台) を整備するとなっております。事業費は、用地取得費 1,000,000 円、造成・整地経費 200,000 円、測量・登記経費 40,000 円、搬入費等諸経費 60,000 円、計 1,300,000 円となっております。資金計画は全額自己資金となっており、通帳の写しにより確認しております。被害防除計画については、東・南側は土留め施行をおこない、西側は隣接する当該会社の敷地にす</p>

	<p>り付け、北側は市道にすり付けることとしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理することとしております。許可判断として、第3種農地であり、申請地周辺に被害が及ぶこともないことから、特に問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、15番 佐藤 栄子 委員から報告願います。</p>
	<p>(15番 佐藤 栄子 委員、挙手)</p>
議 長	<p>15番 佐藤 栄子 委員。</p>
15番	<p>議案第37号の現地確認について報告いたします。</p> <p>10月29日、16番 瀬川 等 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたりは特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第37号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第37号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に、議案第 38 号「相続税の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 38 号「相続税の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」、朗読説明)</p> <p>議案第 38 号「相続税の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」、相続税の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願を受理したので、証明の可否について決定を要す。令和元年 11 月 15 日提出。</p> <p>議案書 46 ページをご覧ください。申請者が相続した農地について継続して特例の適用を受けるための申請であります。相続人については、相続開始後、継続して適正な耕作が行われていることを確認しております。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第 38 号「相続税の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」は、申請のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後 2 時 18 分終了)</p>



湯沢市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和元年 11 月 15 日

議長 半田好廣 

署名委員 8 番 藤谷清志 

署名委員 9 番 高橋敬悦 